
NHK総合テレビ『クローズアップ現代』 “出家詐欺”報道に関する意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	是枝 裕和
委員長代行	升味佐江子
委員	香山 リカ
委員	岸本 葉子
委員	斎藤 貴男
委員	渋谷 秀樹
委員	鈴木 嘉一
委員	中野 剛
委員	藤田 真文

目 次

I	はじめに	1
II	審議の対象とした番組	2
1	『クローズアップ現代 追跡 “出家詐欺” ～狙われる宗教法人～』 (2014年5月14日放送 26分)	2
2	『かんさい熱視線 追跡 “出家詐欺” ～狙われる宗教法人～』 (2014年4月25日放送 25分)	5
III	番組の制作・放送から問題が発覚するまでの経緯	6
1	記者とB氏との関係	6
2	A氏とB氏との関係	7
3	記者とA氏の初めての接触	7
4	『熱視線』のテーマ設定、初期段階の番組打ち合わせの状況	8
5	相談場面の撮影前日までの経緯	9
6	相談場面の撮影当日の撮影前までの状況	11
7	相談場面、インタビューの撮影状況及び撮影終了後の状況	12
8	編集、試写、そして『熱視線』と『クロ現』の放送	14
9	「やらせ」報道と、NHKによる調査委員会の立ち上げ	16
IV	委員会の検証と分析	17
1	相談場面の問題点	17
2	問題の背後にある要因～なぜこのような放送がなされたのか	20
V	委員会の判断～重大な放送倫理違反があった	23
VI	おわりに	25

I はじめに

マス・メディアが伝えるニュースは、現代人にとって自分の身の回りの社会・世界で何が起きているのかを知る、もっとも重要な手段である。しかし、日常、ニュースの読者や視聴者は、報道された事実の真偽をいちいち検証することはしないし、また個人では検証が不可能な事象がほとんどである。もし、「いま報道された事実は本当だろうか」と、いちいち疑ってかからなければならないとしたら、われわれの社会・世界に対する見通しはおおいに混乱し、日常生活も成り立たないであろう。テレビやラジオのニュース・報道番組も、放送関係者が真実を追い求め、それが適切に編集された成果であるという視聴者の信頼がなければ成り立たない。

「こんばんは、クローズアップ現代です」

毎週月曜日から木曜日までの午後7時30分過ぎ、『ニュース7』が終わったNHK総合テレビには、おなじみになった女性キャスターの少し早口気味の挨拶が流れる。1993年の放送開始から22年余り、『クローズアップ現代』は、政治・経済・国際・事件事故から、芸術・文化・スポーツまで、幅広いジャンルのテーマを掘り下げて迅速に伝え、NHKを代表する報道番組のひとつという社会的評価を得てきた。

問題の核心に迫るVTR映像と、それを補強するキャスターとゲストの専門家とのやりとり。このシンプルな演出を基本として、3700本もの番組が世に送り出されている。番組のホームページに記録されている「放送一覧」からは、さまざまな視点で切り取られてきた現代社会の一面を、読みとることができるだろう。

「追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～」というサブタイトルがつけられた2014年5月14日の放送も、困窮する宗教法人が多重債務者を出家させて戸籍上の名前を変えさせることで、住宅ローン詐欺の温床になっているというショッキングな事実を告発した。

ところが、放送の10か月後、問題が起こった。番組のなかで出家詐欺のブローカーと紹介された男性が、週刊誌上で、「自分はブローカーではなく、記者にブローカーの演技をするように依頼された」などと告発し、『クローズアップ現代』に「やらせ」があったのではないかと疑いが浮上したのである。

もし告発が事実ならば、NHKの報道番組全般に対する視聴者の信頼が大きく損なわれることにもなりかねない。

NHKは局内に調査委員会を設置し、番組関係者のヒアリングなどを行った。そして、2015年4月9日に「中間報告書」を、同月28日に「最終報告書」を公表し、「過剰な演出」や「実際の取材過程とかけ離れた編集」があったことを認める一方で、

「事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』は行っていない」と結論づけた。

しかし、NHKの調査で、はたして番組に関する疑問は解消したのか。検証は十分であったのか。問題は、「過剰な演出」や「実際の取材過程とかけ離れた編集」というレベルにとどまるものなのか。

当委員会は、調査の推移を見守っていたが、「最終報告書」に疑問点が残り、また、意見を述べるべき問題もあるとの結論に至った。そこで、『クローズアップ現代』とそのベースとなった関西ローカル番組『かんさい熱視線』（2014年4月25日放送）の審議入りを決定し、その番組内容、制作過程を検証した。

II 審議の対象とした番組

NHKの『クローズアップ現代』は、毎週月曜日から木曜日の午後7時30分から7時56分まで全国で放送されている。主にNHK放送センター（東京）の報道局と制作局が番組を制作しているが、今回のように大阪放送局など各地の放送局が制作を担当することもある。『かんさい熱視線』は、近畿2府4県で毎週金曜日、午後7時30分から7時55分に放送されている。今回の“出家詐欺”の番組は、大阪放送局と京都放送局の取材チームにより制作された。

1 『クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～』 (2014年5月14日放送 26分)

「宗教法人を舞台にした新たな犯罪、出家詐欺。その実態がNHKの取材で明らかになりました」というナレーションとともに、出家詐欺にかかわり逮捕・起訴された住職の写真が映し出されて、番組は始まる。出家のための儀式である得度の写真などの映像をバックに、「出家すれば戸籍の名前を変更できる仕組みを悪用。多重債務者を次々と出家させて別人に仕立て上げ、多額の住宅ローンをだまし取る手口」だと出家詐欺の概略を伝える。詐欺グループの関係者や出家詐欺のブローカー、対策に乗り出した宗教法人幹部のインタビューを短く紹介して、オープニングのVTRが終わる。

スタジオで女性キャスターが、「檀家の減少や跡継ぎの住職がいない、更にお葬式や法事の簡素化、宗教離れが進む中で、経営が立ち行かなくなるお寺が少なくないのです」と切り出し、活動実態のない宗教法人が、この10年で2倍以上に増え1万4000件に達したことを示す文化庁のデータがグラフで示される。「こうした中で、お寺の苦境につけこんだ犯罪も起きています。出家詐欺です」とのコメントが加わる。

キャスターは、「得度→法名→戸籍の名前変更」という画面で、「僧侶になるための儀式を得度と言います。得度を受けると僧侶としての名前、法名が与えられます。家

庭裁判所で手続きをすれば、戸籍上の自分の下の名前を、この法名に変えることができます」と改名の仕組みを説明し、「出家詐欺のグループはこの仕組みを悪用し、多重債務者を次々と別人に仕立て上げることで、本来受けることができない、多額の融資をだまし取っていたのです」と述べる。「300年の歴史を持つお寺、宗教法人を舞台に起きた出家詐欺。全国で初めて京都府警が摘発した事件の実態をご覧ください」と次のVTRへ導く。

出家詐欺事件の舞台となった滋賀県大津市の定光坊（じょうこうぼう）の荒廃した現状が映される。「事件に詳しい人物」のテロップとともに「案外お寺だけで食べるというのは今はしんどいみたいですね」との声が、音声を変えて首から下の映像にかぶって流れる。「私たちが入手した出家のための儀式、得度の写真です」との説明で、2枚の写真が紹介され、詐欺グループが借金を帳消しにする条件で多重債務者を得度させていたことがナレーションで説明される。

「詐欺グループの関係者が得度の実態を明かしました」とのナレーションに続いて、音声を変えて首から下の映像で匿名の人物がインタビューに答える。「1日だけ白い服を着せて、さも何年か修行したような形として、行って座って写真撮るだけですわ。修行なんて何もしてませんやん」と語る。定光坊住職が作成した得度を証明する書類が示され、「この書類と得度の写真を示せば、わずかな時間で手続きは終わったといえます」と説明される。「やっぱり宗教でしょ。宗教の力でしょ」との詐欺グループ関係者の声が紹介される。

出家詐欺で銀行融資をだまし取る手口がCGを使ってあらためて整理された後、「得度して名前変えてそれでうまいこといっときゃ、ものすごいうまみはあるわね」との詐欺グループ関係者の声が紹介され、「下の名前をどんどん変えていくというのは、正直ほぼ見抜くのは無理」との匿名の銀行関係者の証言で締めくくられる。

「出家詐欺はどこまで広がっているのか」と大阪局の記者（以下、「記者」という）の報告が始まる。インターネット検索で出家の仲介をうたうサイトが複数あることが示された後、「私たちは出家をあっせんするブローカーのひとりが関西にいることをつきとめました」との記者のナレーションが流れ、「水面下で広がる“出家詐欺”の闇」のコーナーテロップとともに映像が切り替わる。

記者が部屋に入るシーンとともに、「たどりついたのはオフィスビルの一室。看板の出ていない部屋が活動拠点でした。ブローカーは経営が行き詰まった寺などを多重債務者に仲介することで、多額の報酬を得ているといます」と説明する。「音声は変えています」「話 ブローカー」のテロップとともに、「檀家さんの少ないところがあるんですよ。法事・法要をする時に入ってくる収入がまず減ります。お金が回らないで

すよね。となれば、僧籍を取得させる代わりに、見返りをもらうと。ビジネスが成り立つ」とのブローカーの話を伝える。

「ブローカーのもとには、多重債務者の訪問が後を絶たないといいます。私たちが取材したこの日も数百万円の借金を抱えた男性が現れました」とのナレーションが入り、ビルの部屋でブローカーと多重債務者のやりとりが始まる。この相談場面はブラインドが半分閉められた窓越しに撮影され、2人の顔にはボカシがかかって音声は変えられている。「ブローカー」「多重債務者」と、テロップで紹介される。

多重債務者「もう7～8件つまんで、もうこれ以上は首つるしかないというところまでできてますけども」

ブローカー「まずは、別人になるっていう方法があります。こちらの方でピックアップしたお寺で得度しましたと申請すれば、名前が変わります。少しね費用がかかりますけど、50万円前後」

多重債務者「はあ～」

ブローカー「極力早いほうが・・・」

多重債務者「はい・・・」

映像は、記者が路上の多重債務者を追いかけて、取材するシーンに切り替わる。記者の「犯罪につながる認識は？」との質問に、多重債務者は「もうカードも作れないですし、ローンも組めませんし、生きていくためにしかたがない」と答える。「多重債務者を出家させ、融資をだまし取る出家詐欺。宗教法人を悪用した巧妙な手口が水面下で広がっている実態が明らかになりました」との記者のナレーションでVTRが締めくくられる。

スタジオへ画面が戻る。キャスター、相談場面を取材した記者とは別の京都局の記者、宗教法人の事情に詳しい大学教授の3人が解説する。京都局記者は、そもそも出家という神聖な行為が詐欺に悪用されることは想定されていないと述べる。大学教授は、地方での過疎化・少子高齢化、都市部での寺との付き合いの希薄化により、葬儀や法事の収入が減っていることを述べ、経営難から宗教団体の法人格が悪用されていく可能性を指摘する。キャスターが「対策に乗り出した自治体、宗教界をご覧ください」と次のVTRへ導く。

宗教法人の所在地として登録されているのが個人の住宅で、住人がその事情を全く知らない様子が伝えられる。京都府職員は、不活動宗教法人の解散が進まない現状を認め、「一番大事なのは憲法に保障された信教の自由なので、工夫しながらなんとかやっています」と述べる。

宗教法人の側の対策として、ある宗派が解散や合併に向けてのプロジェクトチーム

を結成したと紹介される。そのメンバーの僧侶が、和歌山県の山村で寺の解散の同意を求めて檀家と話し合いをする。僧侶が「みんなが正常な判断をできる時に、なんとか法人の問題や檀信徒の方々の心の問題というのを整理しながら、皆さんと一緒に進んでいくのが使命」と述べて、VTRは終わる。

スタジオで大学教授が、「葬儀や法事主体のお寺の活動は限界にきている。仏像の前で手を合わせる習慣が残っているうちに、お寺が信者さんに働きかけて国民の宗教心を高めてほしい。それが本来の役割だと思う」と指摘して、番組は終了する。

2 『かんさい熱視線 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～』 (2014年4月25日放送 25分)

『クローズアップ現代』の約1か月前に放送された『かんさい熱視線』の内容は、ほぼ同一だが、男性キャスター（京都局記者、大学教授の出演は同じ）らによるスタジオでの議論の展開が多少異なる。また、VTR部分では、相談場所をブローカーの「活動拠点」と呼んでいない、銀行関係者のインタビューやインターネット上の出家を仲介するサイトの検索場面はない、などの違いがある。ただし、出家の仲介をうたうサイトについては、スタジオ出演の京都局の記者が「インターネット上でも数十万円の手数料を取って出家を仲介するというサイトも出始めています」とコメントしている。

ブローカーについては、「協力する宗教法人を10か所ほどかかえ」「今も寺が多く集まるエリアを車で回り、物色しているといいます」とその活動の状況をより詳しくナレーションで説明し、ブローカーの「言葉巧みにこういう風にすればお寺の方にお金入りますよって」「それに飛びつかない人はいないですよ」などというインタビューも紹介している。

また、2つの番組では、ブローカーと多重債務者の相談の終わりがたが以下のように異なっており、多重債務者の出家に対する積極性に明らかなニュアンスの違いがある。

『クローズアップ現代』

ブローカー「少しね費用がかかりますけど、50万円前後」

多重債務者「はあ～」

ブローカー「極力早いほうが・・・」

多重債務者「はい・・・」

『かんさい熱視線』

ブローカー「少しね費用がかかりますけど、50万円前後」

多重債務者「分かりました」

多重債務者「すぐにご連絡さしあげます」

ブローカー「極力早いほうが・・・」

多重債務者「はい・・・」

さらに、スタジオ出演の京都局記者は、「今回、私たちは複数の出家詐欺のブローカー取材したのですけれども、同様に出家を仲介しているグループは、関西以外にも複数存在すると話していました」とより踏み込んだ説明をしているが、『クローズアップ現代』には、この情報はあられていない。

Ⅲ 番組の制作・放送から問題が発覚するまでの経緯

委員会は、審議の対象とした2本の番組（以下『クロ現』、『熱視線』という）の内容、制作経過等を調査すべく、番組制作に携わったスタッフを中心とするNHKの関係者11人、及び本件で問題となっている“ブローカーと多重債務者との相談場面”（以下「相談場面」という）に登場する“ブローカー”（以下「A氏」という）及び“多重債務者”（以下「B氏」という）に対し、聴き取り調査を実施した。聴き取りに要した時間は、合計約25時間に及んだ。

聴き取り調査の結果、委員会は、「Ⅱ 審議の対象とした番組」に記載の定光坊事件のパートと、宗教団体の法人格の悪用を防ぐための京都府や宗教界の取り組みのパートについては、綿密な取材に基づく内容の濃いものに仕上がっているとの感想を抱いた。しかしながら、「水面下で広がる“出家詐欺”の闇」のパートには、相談場面をはじめとして、問題とすべき点があった。

そこで、以下では、相談場面がいかなる経緯で撮影されるに至ったのかを中心に、聴き取り調査の結果浮かび上がってきた番組の制作から放送までの経過を述べる。

1 記者とB氏との関係

記者（30代）とB氏（50代）との出会いは、7、8年前に遡る。

記者は、ある番組の取材の過程で、取材先より、大阪ミナミの風俗事情に詳しい人物としてB氏の紹介を受けた。

B氏によれば、ミナミに風俗系の店舗を出そうとしていた時に、不動産業者と交渉する場面を撮影させてもらいたいと記者に依頼されたことがあり、実際に撮影も行われたとのことである。

記者は、特に事件や闇社会の取材で接触の難しい関係者から情報を入手することに

手腕を発揮し評価されていたが、B氏のことを、大阪の“夜の街”の事情に精通し、薬物などの犯罪にかかわる事情についても情報を有する人物と認識し、記者の大阪赴任中は月に1回程度会食するなど、重要な取材源として信頼関係の構築に努め、番組に出演させたこともあった。

他方、B氏も、記者の熱心な仕事ぶりを評価していたので、できることがあれば協力したいという気持ちを持っていた。

2 A氏とB氏との関係

A氏（50代）とB氏との出会いも、10年ほど前まで遡る。

当時、A氏とB氏は、いずれも北新地の飲食店で店長を務めていた。A氏によれば、B氏が客としてA氏の店を訪れたのが最初であったという。

A氏とB氏は、互いの店の間で客を送迎したり、ホステスをめぐるトラブルや店の運営について相談するなかで、個人的にも連絡を取り合うようになった。回数や頻度は不明であるが、飲食や甲子園球場での野球観戦を共にすることもあった。

なお、経過については説明が異なるものの、相談場面の撮影の頃、A氏に金銭的な余裕はなく、B氏がA氏の求めに応じて50万円を融通していた点では、両者の話は一致している。

3 記者とA氏の初めての接触

記者は、2013年10月頃、B氏同席のもと、A氏と初めて顔を合わせた。場所は、大阪市内の日本料理店の個室であった。

当時、NHK（東京）報道局に作られた遊軍プロジェクトが、関西の放送局にも参加を呼びかけて仏像等の文化財の不正流出問題を取り上げていたが、記者は大阪局の取材デスク、京都局の取材デスク及び記者とともに関西での取材チームに参加していた。

記者は、この取材の過程で、かねてから親しかったB氏より、寺の事情に詳しい人物としてA氏を紹介された。A氏は、記者に対し、仏像等の文化財の盗難や闇売買に関する話をした。

記者は、A氏の話聞き、A氏が文化財の違法な取引について非常に詳しい人物だと感じたが、闇売買された文化財そのものの映像を撮ることができる等のインパクトのある話ではなかったため、結局放送には使わなかった。

なお、記者は、A氏がこの会合で出家詐欺に関する話もしていたと述べているが、A氏は否定し、B氏も出家詐欺の話はなかったと思うと言っており、この時点で出家詐欺が話題となったかどうかは判然としない。

4 『熱視線』のテーマ設定、初期段階の番組打ち合わせの状況

『熱視線』の番組化の検討は、2013年11月頃から始まった。当初の検討段階におけるテーマは、“出家詐欺”ではなく、“寺の困窮問題”であった。

前記3の文化財流出問題についての関西側の取材チームは、2013年10月31日に『クローズアップ現代～追跡 消えた重要文化財～』が放送された後も、問題の背景の取材を続けた。その中で、より大きな背景事情として、神社仏閣の困窮や不活性化という問題があるのではないかと、その原因として、日本人の信仰心の変化、地域のつながりの希薄化といった、北は北海道から南は沖縄まで、日本全国に共通する日本人の生活様式の変化の問題があるのではないかと、というテーマ意識がチーム内で共有されるようになったのである。

その後、きっかけは定かでないが、2013年に住職を含む関係者が逮捕・起訴された定光坊事件の存在がチームのメンバーの間で浮上し、翌2014年2月中旬に行われた『熱視線』番組提案についての打ち合わせでも取り上げられていた。

これは、定光坊の住職が、実弟を含む関係者と共謀のうえ、多重債務者に得度をさせて法名を授け、「下の名前」つまり戸籍上の氏名のうちの名を変えさせたうえで、多重債務者に金融機関との間で多額の住宅ローン契約を締結させ、融資金を詐取した事件として報道されていた。

取材チームは、経営に苦しむ寺が手数料を受け取って“出家詐欺”に協力するということはあり得ると考えた。そして、事件関係者の供述、及び同事件の捜査を行なった京都府警の見立て等を取材することにより、“出家詐欺”と“寺の困窮問題”とが結びついてくるのではないかと考え、取材を進めることにした。

一方、2014年2月中旬以降の番組打ち合わせの時点で、この事件が1件だけのレアケースではなく、多数存在する同種事件の氷山の一角であり、得度の制度を悪用した出家詐欺が水面下で広がっているという現場が撮れないか、“広がり”が描ければ面白いね、と取材デスク及び担当チーフ・プロデューサーから話が出た。

そこで、記者が、定光坊事件とは別のルートで“出家詐欺”の広がりの実態があるのか否かについて、取材を進めることになった。

そして、3月14日の番組打ち合わせの際に、ブローカーとそこに出家の相談に来る多重債務者との相談場面が撮影できるという内容の、記者作成の3月13日付取材メモ（NHK調査報告書と同時に公表された「外部委員3名の見解」には、このメモについて「混乱に満ちたもので、登場する二人（A氏、B氏）の描写は不正確である」と記されている。）が配られたとのことである。

なお、記者は、出家詐欺の広がり取材について、B氏（及びA氏）以外にも、出

家により別人になりすました加害者から2000万円をだまし取られたという人物を取材し、さらに加害者を寺に紹介したという人物にも取材をしたと述べている。ただし、後者の人物は、記者の取材に対し、自分は善意で寺を紹介しただけであり、ブローカーではないと答えたとのことである。

また、記者は、定光坊事件の取材の際に、出家の手口を悪用する事件の広がりについて京都府警の関係者に確認したところ、表に出て摘発されたのは氷山の一角であるとの認識を示された記憶があると述べている。他方、この取材に同行した京都局の記者によると、警察関係者の話は、出家の手口悪用の広がりについての詳細は不明であり、今後も警戒するというレベルにとどまっていたということである。

5 相談場面の撮影前日までの経緯

(1) 記者からB氏へのアプローチと、B氏の対応

記者は、2014年3月頃、出家詐欺の広がりについての取材の一環として、B氏に“出家詐欺”に関する事情通がいたら紹介して欲しいと電話した。すると、B氏は、まさに自分が出家の相談に行こうとしていた、相談相手は以前に寺の文化財の不正流出問題で話を聞いたA氏で、A氏は自らが袈裟を着た写真を見せてホステスに出家を勧誘していたこともある、などと説明した。

一方、B氏によれば、記者から“坊さんの詐欺”をしているような人がいないかとの電話があり、すぐにA氏のことが浮かんだとのことである。それは、記者からの電話の少し前に、A氏が、B氏の知人女性に僧侶の格好をした自らの写真を見せて、僧侶になったら戸籍が変わり、ブラックリストに載っている人間も“ホワイト”になれると言って出家を勧誘し、B氏にも出家を勧誘したことがあったからだという。

B氏は当時、出家して改名し消費者金融のブラックリストから逃れたいという思いがあり、知り合いの僧侶にも相談していたが、出家のための費用が知り合いの僧侶もA氏と変わらず、費用が同じなら取材に協力してくれそうなA氏に依頼して記者の役に立ちたいと思ったそうである。そこで、出家の相談をする場面にカメラ撮影が入ることを許可してもらうことを条件に、A氏に出家のあっせんを依頼することを決め、A氏に伝えたところ、A氏はカメラ撮影の点を含めて承諾したという。

(2) 撮影場所の決定と、ディレクターによる鍵の受領

B氏は、当時、知人から相談場面の撮影場所（すなわち、放送において“ブローカーの活動拠点”と表現された場所）であるビルの一室の鍵を預かり、自由に使用できた。B氏は、相談場面の撮影日の1週間ほど前に、このビルの一室を撮影場所として、記者に連絡した。

記者は、ディレクターからの要請を受けて、相談場所の事前の下見をB氏に（記者

の認識としては、B氏を通じてA氏に)要請したところ、B氏はこれを了承した。記者は、B氏の道案内のもと事務所に到着し、遅れてディレクターも、記者からの電話による指示を頼りに到着した。

ディレクターによれば、その日、B氏はパリッとした感じの服を着ていたとのことである。

ディレクターは、B氏に名刺を差し出したが、B氏は氏名を名乗らなかった。記者も、ディレクターに対し、B氏のことを取材先だと紹介するにとどまった。

その結果、ディレクターは、B氏のことを、ブローカーかブローカーを束ねているような人物であると考えた。

記者は、事務所を見た際の印象について、後ろ暗い、怪しげな相談をする時にだけ使われる場所のように感じたと述べている。ディレクターは、室内の様子を見て殺風景な印象を持ったが、全く使われていない場所ではないだろうと思ったと述べている。

この時、ディレクターは、B氏に対し、撮影準備のために、相談が行われる当日の1、2時間前に事務所に入らせてもらいたいと要請した。B氏は、そんなに何時間も前に来るのは嫌だが撮影日まではこの部屋を使わないからと言って、ディレクターに事務所の鍵を貸与した。ディレクターはこの鍵を、局内の自身の机の引き出しに入れて保管していた。

(3) 撮影前日の下見と、撮影方法についての打ち合わせの内容

相談場面の撮影日の前日である2014年4月18日、ディレクターは、カメラマン及び音声マンとともに、B氏から預かった鍵を用いて、撮影場所である事務所の室内及び事務所の周辺を下見した。

ディレクターは、事前に、カメラマン及び音声マンに対し、多重債務者がブローカーのもとに出家についての相談に来る場面を撮影することを説明していた。

室内の様子について、カメラマンは、貸しオフィスの一室のような感じで、誰かが常にそこにいて仕事をしているような部屋ではないとの印象を持った。音声マンも、事務机の上に他の事務机が重ねられていることなどから、使われていない場所であると感じた。

3人は、その場で撮影方法について話し合った結果、斜め向かいのビルの屋上にカメラを設置し、そこからガラス窓越しにブローカーと多重債務者のツーショットの場面を撮影することを決めた。また、室内にも小型カメラとピンマイクを、取材対象者から見えないようにして設置することを決めた。音声については、無線で斜め向かいのビルの屋上に飛ばすとともに、バックアップ用にICレコーダーも用意することにした。

カメラマン及び音声マンは、当日相談に来る多重債務者には内緒で隠し撮りをする

という認識であったので、このようなセッティングをすることにした。他方、ディレクターは、当初より、本件撮影については、ブローカーは勿論のこと、相談に来る多重債務者の承諾を得ることも必要であると考えていた。

6 相談場面の撮影当日の撮影前までの状況

(1) 撮影スタッフによる現場での事前準備

2014年4月19日午後1時頃、ディレクター、カメラマン及び音声マンの3人は、前日に打ち合わせたセッティングを事前に行うべく、撮影現場である事務所に向かった。そして、屋上のカメラの設置、室内の小型カメラやピンマイク等の仕込みを済ませ、記者と取材対象者の到着を待った。

(2) 記者によるB氏及びA氏の迎えと、ホテルでの打ち合わせ

記者は、タクシーで、まずB氏を迎えに行った。マンションから出てきたB氏は、スーツを着ていた。B氏によれば、くたびれたサラリーマン風の人がお金に困って相談に行くというイメージを持っていたため、スーツを着て行こうと思ったとのことである。

なお、記者は、B氏を迎えに行った際に、同氏が多重債務者であることの証拠資料を見せてもらいたいと頼み、B氏がポストから消費者金融会社の督促状を持ってきたという。しかしながら、B氏は、この時はすぐにタクシーに乗り込んだと述べている。加えて、B氏は、このマンションは知人宅であり、督促状等の郵便物は別の住所の方に届くようにしてあった、しかも、ポストに入っているもすぐ捨てていたという。したがって、撮影の日にB氏を迎えに行った先のマンションで、消費者金融会社の督促状を確認したとの記者の言い分には、疑念を持たざるを得ない。

B氏をタクシーに乗せた記者は、次にA氏の自宅に向かった。自宅から出てきたA氏は、同氏によれば、和柄の刺繍の入ったパーカーを着ていたとのことである。

その後、記者、B氏及びA氏に乗せたタクシーは、撮影前の事前打ち合わせの場所である大阪市内のホテルへと向かった。

同ホテル内のカフェにおける事前打ち合わせについて、A氏は、自分がラフな格好で、B氏がスーツ姿であったことから、A氏を多重債務者役、B氏をブローカー役とした相談場面を撮りたいと記者から言われて、予行練習を試してみたところ、スムーズなやりとりができず、記者からブローカーと多重債務者の「役の入れ替え」を提案されたと述べている。これに対して記者は、打ち合わせでは、A氏に取材の趣旨、撮影する内容、撮影方法等について説明したが、「役の入れ替え」はなかったと言い、B氏も明確に否定している。

記者は、2013年10月頃にB氏から文化財の不正取引等、寺の裏事情に詳しい

人物としてA氏を紹介されている。そのA氏をわざわざ呼び出すなら、誰でもたやすく演じられる多重債務者役をさせるのではなく、寺の事情を詳しく語らせようとするのが自然であり、A氏が主張するような「役の入れ替え」があったとは考え難い。

(3) 3人揃っての“現場入り”と、撮影スタッフの驚き

ホテルでの事前打ち合わせを終えた3人は、夕方頃、撮影現場である事務所に、揃って登場した。

音声マンは、多重債務者に内緒で隠し撮りするつもりであったため、自分たち撮影スタッフの存在がブローカーのみならず多重債務者にもバレてしまったと焦った。

カメラマンも、音声マンと同じく、まず先に記者とブローカーだけがその場にやって来るものと考えていた。そのため、記者がブローカーと多重債務者と思われる2人を連れて現れたことに違和感を覚えた。

一方、ディレクターは、記者からその場でA氏及びB氏の紹介を受けて、先日自分に鍵を渡した人物（B氏）がブローカーではなく、多重債務者だったことを知り、驚いた。しかしながら、ディレクターは、取材の過程や内容については記者に任せており、自分の仕事はこれから行われる撮影をトラブルなくやり遂げることであると考えていた。そのため、ディレクターは、記者に対して取材の経緯等について尋ねることを一切しないまま、撮影を進めることとした。

ディレクターは、A氏及びB氏に対し、NHKのディレクターと名乗ったうえで、取材の趣旨を説明し、取材及び撮影の承諾を確認したところ、A氏、B氏はともに、分かったと述べた、という。

A氏は、身元の特定を避けるために、記者が持参したセーターに着替えた。

ディレクター、カメラマン及び音声マンは、相談場面の屋上からの撮影の準備のため、カメラが設置されているビルの屋上に移動した。一方、記者は、A氏及びB氏とともに、事務所内に残った。

7 相談場面、インタビューの撮影状況及び撮影終了後の状況

(1) 相談場面の撮影状況

屋上に移動したディレクターは、携帯電話で記者に、撮影の準備ができたことを連絡した。

そこで、記者は、A氏及びB氏に対し、10分か15分程度やりとりをしてもらいたい、足りない部分があれば自分からこんなシーンを足して欲しいと言うと述べて、キュー（開始の合図）出しをした。

相談場面は、B氏が事務所に入ってきて、カメラの画面にフレームインしてくるところから始まる。

B氏は、10年来の知人であるA氏に対し、他人行儀な挨拶をしたうえで、「ちょっと金融の方が苦しくなりました」などと述べる。

これに対して、A氏が、出家して住職から名前を授かり、家庭裁判所に申請すればいとも簡単に名前が変わること、ただし費用が50万円前後かかることなどを述べて、B氏に出家の勧誘をする。

最終的に、B氏は、また連絡させていただくと述べ、A氏は、できるだけ早く決断してもらわないと、とせかす。

ここで、事務所内のカメラに映らない位置で2人のやりとりを聞いていた記者が、50万円の費用の工面に関するやりとりの部分を補足してほしいなどと注文を出し、2人のやりとりが再開される。最後にA氏が「こんなもんですか」と記者に確認を取り、相談場面の撮影は終了した。

B氏は、多重債務の状況に関し、「もうこれ以上は首つるしかない」などと話しているが、聴き取りでは、厳しい督促を受けているわけではないため、首をつるような状況ではなく、オーバートークだったと述べている。

ディレクターと音声マンは、相談場面の撮影中、記者が事務所内において2人の相談内容を聞いていることを認識していた。音声マンは、音声を通じて、記者が2人に声かけをしていることも認識していた。一方、カメラマンは、音声のノイズが大きく、カメラの映像しか見ていなかったことから、記者が事務所内にいるとは思っていなかったという。

(2) A氏の単独インタビューの撮影状況

A氏とB氏のやりとりが終了したところで、記者はビルの屋上にいるディレクターに対し、携帯電話で、相談が終わったことを伝えた。そこで、ディレクター、カメラマン及び音声マンは、カメラ等の機材を撤収して、相談が行われた事務所へ移動した。

その後、記者が事務所の外から事務所へ入っていきA氏に挨拶する場面を、カメラが後ろから追いながら撮影した。そして、記者がA氏にインタビューする場面が撮影された。約40分間に及ぶ撮影中、B氏は事務所の外にあるビルの共用スペースで待機していた。

A氏は、インタビューの中で、僧侶になり法名を取得し、家庭裁判所に申請することにより名前を変更することができることをよどみなく説明するとともに、自ら進んで「われわれブローカー」と述べたり、経済的に困窮している寺に「われわれのブレイクである人間」を出入りさせ、こういう風にすればお金が入ると言葉巧みに話して勧誘すれば、飛びつかない人はいないと述べるなど、出家ビジネスの手口について、(真偽のほどは不明であるものの) 詳細に語っている。

(3) B氏の追跡インタビューの撮影状況

その後、共用スペースで待機していたB氏が相談場所から帰る背後から、記者が走って追いかけて呼び止め、事務所内で直接聞いた相談内容に基づき、犯罪につながる話だという認識はお持ちですか、とただす場面が撮影された。

これに対してB氏は、生きて行くためには仕方ないなどと答えた。

この場面の撮影についてB氏は、記者より、この後に行く打ち上げのための店を探してくださいと言われ、スタスタ歩いていたところ、突然背後から記者とカメラマンが追いかけてきてマイクを向けられ、驚いたが、アドリブで対応したと述べている。

また、B氏は、記者からの突然の質問の趣旨について、出家により多重債務者が新たに金銭の借り入れができるようになるのは問題であり犯罪にも近いと指摘して、広く番組の視聴者に対して警鐘を鳴らすことが目的であると理解し、その趣旨に添うようにアドリブで答えたと述べている。

(4) 撮影終了後の、居酒屋での打ち上げ

撮影が終了した後、記者は、ディレクターら撮影スタッフには帰っていいと言い、自らはA氏及びB氏を連れて、居酒屋で、取材協力へのお礼を兼ねた打ち上げを行った。打ち上げの席には、後からB氏の知人の女性が合流した。

なお、ディレクターは、B氏から預かった事務所の鍵を、記者あるいはB氏に渡したと思うが、記憶が定かでないとして述べている。

8 編集、試写、そして『熱視線』と『クロ現』の放送

(1) 編集作業

『熱視線』の編集は、2014年4月25日の放送日の約1週間前より始められた。編集は、ディレクターの指示のもと、編集マンが作業を行った。相談場面の編集については、記者も立ち会い、指示を出した。なお、相談場面の映像・音声素材は、他のパート（定光坊事件パート、行政・宗教界の対策パート）の素材が次々集まる中、一番最後に撮影され、編集作業に持ち込まれた。

編集マンは、映像及び音声の素材を全て確認する中で、相談場面の撮影時、記者がその場に立ち会っていることを知った。しかしながら、編集マンは、カメラやマイクが屋上のみならず事務所内にも設置されている状況も把握していたので、撮影前にブローカーと多重債務者の双方の了解を得ているものと考えていた。そのため、その場に記者が立ち会っていたことについては違和感を抱かなかった。しかし、他方で、事前に両者の了解をしっかりとったうえで撮影しているのに、多重債務者がこの日たまたま来ました、という感じのナレーションがつけられることに問題を感じた。そこで、編集作業中にディレクターからナレーションを朗読して聞かされた際に、このような

ナレーションはやめた方がよいのではないかとディレクターに指摘した。

(2) 試写における上司の感想

『熱視線』の試写は、2014年4月21日、23日及び放送前日の24日に行われた。

1回目と2回目の試写には、取材デスク及び担当チーフ・プロデューサーが参加したが、相談場面の実際の撮影状況について記者及びディレクターから報告を受けておらず、映像素材もチェックしていなかったことから、いずれもよく撮れているとの感想を持った。その背景には、担当した記者が事件や闇社会の取材に実績のあるベテランだという信頼があったようである。

最終試写には、取材統括及び報道番組統括が参加したが、同様によく撮れているとの感想だった。

(3) 『熱視線』の放送

2014年4月25日、『熱視線』はオンエアされた。

相談場面の冒頭（多重債務者がブローカーの事務所に入ってくるのを窓外から撮影しているシーン）のナレーションは、多重債務者がたまたま訪れてきたような表現をやめるべきとの編集マンからの指摘にもかかわらず、「ブローカーのもとには、金融業者から紹介を受けた多重債務者の訪問が後を絶たないといえます。私たちが取材をしたこの日も数百万円の借金を抱えた男性が現れました」との表現が使われている。また、スタジオにおけるキャスターからの「この犯罪、どの程度広がっているのでしょうか？」との質問に対し、京都局の記者は、「今回、私たちは複数の出家詐欺のブローカーを取材したのですけれども、同様に出家を仲介しているグループは、関西以外にも複数存在すると話していました」と答えている。しかしながら、京都局の記者は、当委員会の聴き取りに対し、当該コメントは相談場面を取材した記者が作成した部分であり、自分はコメント作成に関与していないと述べている。

(4) 『クロ現』の放送

『熱視線』から『クロ現』への展開の動きは、遅くとも2014年4月13日以降本格化している。このことは、同日付「平成26年度番組提案票（定時）」により裏付けられる。担当チーフ・プロデューサーは、『クロズアップ現代』の編集責任者に関係者のスcoopインタビューが満載であると売り込んでいたという。

同年4月25日の『熱視線』放送後、担当チーフ・プロデューサーが『クロズアップ現代』の編集責任者に対し、番組のDVDを送付し、同月30日番組提案が承認された。『熱視線』を『クロ現』に再構成するにあたり、相談場面を含め、あらためて

編集作業が行われている。編集作業には、ディレクター、記者及び『熱視線』とは別の編集マンが携わった。

新たな編集マンは、当委員会の聴き取りに対して、『熱視線』において編集済みの映像・音声をほぼそのまま用いた、核心的な部分には手をつけていないと述べている。

しかしながら、相談場面に関して言えば、ブローカーと多重債務者のやりとりの音声異なることに加え、映像自体も、『熱視線』では多重債務者が「分かりました。すぐにご連絡さしあげます」と言いながら席を立つ映像であるのに対し、『クロ現』では、「50万円前後」という費用の話聞いた多重債務者が「はあ〜」と言いながらのけ反る映像を用いており、明らかに別の素材を使用している。

この相談場面の映像・音声の変更の経緯については、記者、ディレクター及び編集マンのいずれも、記憶がないと述べている。

また、『クロ現』では、相談場所の事務所を“活動拠点”とするナレーションが追加されたが、その経緯についても判然としない。

結局、『クロ現』の編集、試写においても、相談場面の問題点については誰からの指摘もなく、2014年5月14日の『クロ現』の放送に至った。

9 「やらせ」報道と、NHKによる調査委員会の立ち上げ

『クロ現』の放送から10か月後の2015年3月18日、「週刊文春」が、「NHK『クローズアップ現代』やらせ報道を告発する」とのタイトルの記事を掲載した。「週刊文春」の取材に応じたA氏は、記者の指示によるやらせがあり、ブローカーとして放送されたとして、4月1日、NHKに対して訂正放送を求めた。

これに対してNHKは、4月3日に調査委員会を立ち上げ、同月28日に調査報告書を公表した。

調査委員会は、同報告書において、相談場面の撮影場所をブローカーの“活動拠点”とコメントした点については誤りであったと述べている（調査報告書13頁）。

他方、同報告書では、記者によるやらせがあったのか否かという視聴者の関心が最も高いと思われる疑問点について、A氏を裏付けのないままブローカーと断定的に伝えたことは適切でなかったものの、A氏がインタビューで詳細に具体的に語った内容などから、番組制作者側がA氏をブローカーと信じたのはやむを得ない点があったといい、B氏が多重債務者であることと、B氏が出家を考えていたことは事実であると思われるとして、相談場面やインタビュー場面には、NHK放送ガイドラインにいう「事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』はないとの結論となっている（調査報告書18頁）。

IV 委員会の検証と分析

1 相談場面の問題点

(1) 視聴者に何が伝わったのか

2つの番組は、寺の住職が関与した新奇な手口の刑事事件から、その背景に日本全体の社会構造・社会意識の変化を見るという意欲的な報道番組であった。いずれの番組でも、問題となった相談場面は、出家詐欺の手法が特異なものではなく、寺の窮乏化などを背景に社会的に広がりつつあることを指摘する重要な要素である。

視聴者は、この場面を見てどんな情報を得たのだろうか。

『クロ現』では、以下のような情報であろう。

- ・経営が行き詰まった寺などに多重債務者を仲介し出家をあっせんすることで多額の報酬を得るブローカーがいる
- ・オフィスの一室を活動拠点とするブローカーのもとには、多重債務者の訪問が後を絶たない
- ・取材した日も、「7～8件つまんで」つまり7、8件の金融業者からの借り入れの返済が滞り数百万円の借金を抱え、これ以上は首をつるしかないところまで追いつめられた男性が相談に来た
- ・男性は、現状ではカードも作れずローンも組めないのに、生きていくためにしかたがないと考え、出家して改名する意向であった

視聴者は、出家詐欺と呼ばれる犯罪の手口に驚き、これをあっせんするブローカーさえ存在し、相談者も後を絶たないほど社会に広がっていると理解したのであろう。

『熱視線』を見た視聴者は、これに加えて、ブローカーがあっせんの対象となる寺を10か所ほども抱え、今も新たな寺を物色しているという話に、もっと衝撃を受けていたかもしれない。

また、相談場面全体が、ビルの一室を窓越しに隠し撮りした構図となっており、登場人物の顔にはボカシがかかりボイスチェンジされていた。多くの視聴者は、出家詐欺という犯罪につながる決定的場面を、事前には当事者の了解を得ずに隠し撮りしたのか、あるいは、その後インタビューに登場するブローカーの了解だけを得て隠し撮りしたものと認識したと思われる。

(2) 相談場面の現実と伝わった情報のへだたり

視聴者は、相談場面に登場した人物の実像がいかなるものであったか、実際の相談場面はどのように準備され、撮影されたかを知れば、番組から受けた印象とのへだた

りの大きさに驚くに違いない。

相談場面では、相談に訪れたB氏はA氏とは初対面であるかのように会話が始まるが、両者は10年来の知人である。

「活動拠点」と紹介されたビルの一室は、ブローカーと紹介されたA氏とは関係がなく、多重債務者と紹介されたB氏が鍵を預かり管理するビルの空き室であった。A氏が活動拠点と表現できる場所を他に持っていた形跡はうかがわれず、A氏の活動拠点に多重債務者の訪問が後を絶たないという状況もなかったというほかない。

A氏は、ナレーションと字幕によって出家のあっせんで多額の報酬を得ているブローカーとして紹介されている。しかし、A氏をブローカーとして記者に紹介したB氏も、大阪の歓楽街の仲間内でA氏に出家の相談に行った者がいるという噂を聞いたというだけで、具体的にA氏のあっせんで出家した人物は知らなかった。A氏が従業員に出家の勧誘をしているのを聞いたとの点も、A氏から見せたいものがあると共通の知人女性宅に呼び出されたところ、知人やその子どもたち等その場にいた者にA氏が僧侶の格好をした自らの写真を見せて話をしたという程度のことである。相談場面では、A氏は即断しないB氏に対して「極力早い方が」と勧めているが、撮影後にさらにB氏に出家を勧誘したことはない。B氏も、A氏はこの時が初めてのあっせんであり、B氏が出家せずもうからなかったのでやめてしまったのではないかと印象を語っている。番組でのA氏の紹介は実態とかけ離れていると言わざるを得ない。

しかも、経緯に一致しない点はあるもののA氏はB氏から50万円を用立ててもらったほど経済的には余裕がなく、何によってであれ多額の報酬を得ていたとは考え難い。

A氏は、インタビュー場面の撮影の時には、自らブローカーと名乗って、40分以上にわたり迫力のある口ぶりで寺の裏事情、貸金業者の実態や出家詐欺の手口を事細かに語った。しかし、A氏がブローカーだという点については、自らブローカーと名乗って手口を説明しているという以外に根拠となるものはない。

他方、多重債務者として登場したB氏は、返済に追われてこのままでは首をつらなければならないほど追いつめられ、生活のために出家して別人となろうと考えたとされている。しかし、B氏は、消費者金融業者からの借り入れがあるものの、撮影当時は知人宅を転々とし、もとの住所地には時々立ち寄る程度で、業者からの督促状等がポストにたまっていたことはあるが、ほとんど目を通すこともなく、業者名も金額も明確な記憶はなかったという。B氏が、自身の債務の状況を具体的に知ったのは、週刊誌上でのA氏の告発後、自分が多重債務者であることを明らかにするために信用情報機関に問い合わせをしてからだという。B氏は、形式的には多重債務者であるが、撮影時には客観的にも主観的にも「このままでは首をつらなければならない」という窮状にあったとは言い難い。B氏も、この点は「オーバートーク」であったと認めて

いる。

B氏がどの程度具体的に出家しようと考えていたかについても、疑念が残る。B氏は、相談場面ではすぐにでも出家するために行動を起こすかのような対応をしているが、撮影後週刊誌の報道まで1年以上、A氏との間で話をすすめた形跡はない。B氏によれば、出家の話は「フェードアウト」してしまったという。また、B氏は、出家して名前を変えた後も返せないことが分かっているのに融資を受けると詐欺になると考えていたと述べ、自分の名前のカードを一枚も持てないという境遇に苦痛を感じ、スーパーのクレジットカードの一枚でもつくりたいという程度のささやかな気持ちだったと語った。しかし、費用や手間を考慮すると、この程度の動機で実際に出家につながるような相談をする意思がB氏にあったと考えてよいのか、疑問である。

何よりも、相談場面では、ブローカーであるはずのA氏のもとを訪れる不特定多数の多重債務者の中から、取材の日にたまたま訪れたB氏の相談場면을撮影したかに見えるが、A氏とB氏は10年来の知り合いであるだけでなく記者とも旧知の間柄であった。しかも、相談の場所もB氏によって事前に準備されたもので、相談場面が撮影されていることはその場にいた全員が確認し、現場に記者が立ち会い、相談の一部について要望を出し追加の撮影をしていた。また、撮影後、A氏、B氏と記者は、「打ち上げ」と称して居酒屋で飲食を共にしている。このような撮影の舞台裏は、視聴者にとって全く想定外であろう。

(3) 相談場面は、視聴者に誤った情報を伝えた

活動拠点を構えて出家詐欺をあっせんし、多額の報酬を得ているブローカーがおり、出家しようという多重債務者の相談が後を絶たない、などというこの相談場面に含まれる主要な事実には、真実とは言い難いものが多数含まれている。

このような相談場面が出来上がったのは、なぜか。

委員会の調査によっても、記者が、登場人物を指定して、相談のやりとりのセリフをそれぞれに具体的に指示したとは認められなかった。そもそも、記者が、A氏、B氏にセリフを与えられるだけの事前取材をしていたのか自体に疑問がある。

したがって、この相談場面には、記者が積極的に「登場人物を仕立てて示し合わせて演技させ、事実に見せかけた」という意味での「やらせ」があったとは言い難い。むしろ、記者とは旧知のB氏が、「(出家)詐欺をしている坊さん」ないし「出家詐欺の情報通」を知らないかという記者の電話を契機に、その意図を忖度して、寺の住職や関係者とも親しく裏情報にも精通している知人のA氏とともに、それぞれの知識や体験にオーバートークを交えて「出家の相談をするブローカーと多重債務者の相談場面」を演じたというのが実態なのではないだろうか。現に、B氏は、相談に来る人の

イメージにあわせてくたびれたサラリーマン風のスーツを着て撮影現場に行き、路上インタビューでは記者の意図を忖度して実情とは異なる受け答えをしたと述べているのである。

2つの番組は、テーマや着眼点は興味深く、相談場面を除けば取材も手堅く、報道番組として高く評価すべきものがある。しかし、この相談場面だけは、視聴者に著しい誤解を与える致命的な問題があった。事前取材・裏付け取材を欠いたまま取材対象者の提供する情報に全面的に依存し、「スクープ映像」風の撮影手法によって内容の真実性や重要性を印象付けるような番組構成がなぜ生じたのか、その背景は十分に検討されるべきであろう。

2 問題の背後にある要因～なぜこのような放送がなされたのか

(1) 情報提供者に依存した安易な取材

2つの番組の相談場面で伝えられた情報について、記者は、ほとんど事前取材も裏付け取材もなしに情報提供者の証言に全面的に依存して報道内容を決め、情報提供者の紹介で取材対象者や撮影場所を選定した。A氏から詳細な出家詐欺に関する話を聞くのも当日が初めてと思われるが、撮影後に放送に使用する情報の裏付け取材をした形跡もない。このような取材態度には、真実性の確保という点で非常に問題がある。

『熱視線』も『クロ現』も、その日発生した事件・事故を速報しなければならないストレートニュース番組ではない。取材に時間をかけ社会問題の真相を追っていく報道番組である。相談場面の撮影の際に新たに分かった事実があれば、裏付け取材をするべきであるし、それだけの時間の余裕を持つこともできたはずである。

相談場面は、記者自らの取材でその内容が真実であるとの確証を得られない限り、スクープ性の魅力があっても番組にすることには躊躇があつてしかるべきだった。

記者は、B氏と日常的に飲食するなど良好な関係を保ち、大阪の歓楽街や薬物などの犯罪の事情通として情報提供を求め、番組にも出演させていた。社会的事件を掘り下げ背景を取材する記者が街の情報に詳しい人物と信頼関係を構築すること自体は、視聴者に表面的な公式発表だけでは分からない事件の背景や問題の深層を伝えるために必要な仕事であろう。しかし、情報通として取材することと、事件に加担している当事者として取材することとの間には大きな違いがある。違法の疑いのある行為をあえてしようという者は、取材には簡単に応じないほうが自然である。それにもかかわらず、自ら取材に応じ、しかも撮影も認めるという時には、その動機や背景のみならず情報の真実性についてますます十分な吟味が求められる。相談場面を担当した記者の取材姿勢はまことに安易であったと言わざるを得ない。

(2) 報道番組で許容される範囲を逸脱した表現

相談場面はいずれも、視聴者が受け取るであろう情報と実態との間に著しい乖離があった。それだけではなく、番組制作の経緯をたどると、視聴者への印象を計算して撮影方法を決めたのではないかとの疑問も持たざるを得なかった。

視聴者は、ブローカーと多重債務者が相談している様子を離れたビルから「隠し撮り」した映像と、室内に仕込まれたマイクで「隠し録り」した音声で知ることになる。そして、この場面は、撮影について当事者の了解を得ることが難しい反社会的行為の決定的な瞬間を捉えたものだ、と思ったであろう。

しかし、実際には、記者とディレクターは当初から「隠し撮り」ではないことを知りながら、また、カメラマンと音声マンは現場で事情を知って驚きながらも結果的には協力して、いかにも「隠し撮り」であるかのような場面を「演出」したものである。

また、B氏に路上でインタビューした場面は、相談終了後に帰路につくB氏を記者が追いかけたように見えるが、実際には、打ち上げのための店を探してくださいと記者に言われ歩きだしたB氏を、記者とカメラマンが追いかけてマイクを向けている。しかし、相談場面に引き続き、記者とカメラマンが走って“相談者”に追いつく映像を見た視聴者は、“相談者”に内緒で「隠し撮り」していた相談が突然終わり、“相談者”が相談場所から出て行ってしまったため（現に『熱視線』ではそのような相談場面の映像になっている）、撮影スタッフが慌てて「隠し撮り」していた場所から移動し、“相談者”に追いついたものと、一連の事実経過を理解し、すっと納得してしまうであろう。このことは、相談場面が実は「隠し撮り」でも何でもなかったという不都合な真実を覆い隠す効果を持っている。加えて、このインタビューは、B氏がA氏とは無関係の相談者であったことを強調する意味も持っており、相談場面への視聴者の疑問を封じる役割をも果たしている。意図したか否かは明らかではないが、このB氏への路上インタビューの問題は大きい。

さらに、相談場面は、「隠し撮り」であるかのように見せて自然さと本物らしさを高めるとともに、ボカシをかけることで、「取材相手の承諾なしに撮影・録音された決定的な反社会的な行為の現場」であるかのように視聴者をミスリードしている。本来は取材相手の権利保護のため使われる映像のボカシが、リアリティーを増す作用を果たし、視聴者に誤った事実を伝えている面があることは否定できない。このような映像は、報道番組で許容される演出の範囲を著しく逸脱した表現と言わざるを得ない。

そのようにした理由はどこにあるのか。

番組のディレクターは、視聴者から見てマイクが目立っては違和感がある、視聴者が見ている時にあまりにも近くから撮っていると違和感を感じやすいのではないかと考えたという。視聴者が、取材の困難な、犯罪にもつながる瞬間を捉えたと「自然に感じられるように」「違和感を引き起こさないように」演出したというのであれば、これはまことに倒錯した取材、番組制作の姿勢である。

(3) 見えない境界線が招いたスタッフ間の対話の欠如

そもそも相談場面は、「ブローカーに接触して取材OKをとり、出家詐欺の相談に来る多重債務者にも取材OKがとれた」との記者の作成した取材メモに従って撮影準備が進められていたという。したがって、撮影に立ち会ったディレクター、カメラマン、音声マンは、記者の取材メモと撮影現場で起こった事実とのズレに多かれ少なかれ違和感を抱いていたものと思われる。記者が事件や裏社会の取材について一定の評価を得ているベテランであったことから、そのズレに何か理由があるに違いないと自分を納得させる心理が働いていたこともあろうが、それぞれの抱いた違和感が相談場面の問題点の指摘や共有につながらなかったことは残念というほかない。

委員会は、今回聴き取りを重ねる中で、報道番組における記者職と制作職、記者職の中でもデスクと個別の記者のそれぞれの間にある相互尊重の気風が一種のセクショナルリズムに転化し、相互に働くべき健全なチェック体制が機能しなかったのではないかとの印象を受けた。

NHKでは記者職と報道番組の制作職（プロデューサー、ディレクター）は採用時から分かれており、両者間の人事交流はほとんどないという。両者の間には見えない境界線があるようであった。たとえば、『熱視線』のチーフ・プロデューサーは、今回の番組は記者セクションが企画し、しかも、記者の取材には取材デスクのチェックが入っていると思い込んでいたので、それ以上に内容に踏み込むことはしなかったが、これが部下のディレクターの提案であったらもっと細かく見ていたであろうと述べた。

また、ディレクターは、記者セクションが提案した企画については、内容のチェックは記者セクション側でなされるべきで、制作セクションは記者が入手した素材を活かしきちんと番組にすることが仕事であると割り切っていたように見える。そのため、取材現場で感じた違和感をスタッフ間で共有したり、上司に報告することもしなかった。

さらに、記者セクションの内部においても、個々の記者がコンタクトしている情報提供者は記者個人の財産であり、上司のデスクといえどもそのつど詳細を確かめることはしないという。そのこと自体は情報源の秘匿の観点から理解できるとは言え、本

件のように具体的に犯罪にかかわりそうな場面を番組で取り上げるようになった時点で、相談場面を構成する重要な事実の裏付けが十分であるのか、特にA氏の出家詐欺のブローカーとしての活動実態などが他の取材によって裏付けられるのか、を確認し、不足部分があれば追加取材を求めてチームで補充し、責任をもって情報の正確性を担保することは必要であり、可能であったのではないだろうか。

番組制作の現場にいるものは、本来、よりよい番組を作ろうという気持ちを共有しているはずである。誰もがそれぞれの矜持を持って専門性をぶつけ合うことで、番組は深化し完成度が高まっていく。ところが、今回の番組制作の過程では、それぞれが分業体制となった自分の仕事の枠の中に埋没し、率直な対話の機会と意欲を欠いていたのではないだろうか。そのことが、違和感が共有されず、問題点の指摘がなかったことの大きな原因と思われる。

V 委員会の判断～重大な放送倫理違反があった

放送の自主自律を確保するために、NHKが自ら定めた「放送ガイドライン」(以下、ガイドラインという)では、「2 放送の基本的な姿勢」の冒頭の「①正確」で、次のように規定している。

- NHKのニュースや番組は正確でなければならない。
正確であるためには事実を正しく把握することが欠かせない。
しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められている。
- ニュースや番組において簡潔でわかりやすい表現や言い回しは必要だが、わかりやすさのために、正確さを欠いてはならない。
- 番組のねらいを強調するあまり事実をわい曲してはならない。

ところが、審議の対象とした2つの番組の相談場面は、ブローカーの活動実態をはじめとして、事実とは著しく乖離した情報を数多く伝え、正確性に欠けており、上記の規定にことごとく反していると言わざるを得ない。

記者は、相談場面を構成する事実を正しく把握していなかっただけでなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢に欠けていた。

相談場面は、旧知の2人のやりとりを「隠し撮り」ふうに取り材しているが、これは番組のねらいを強調するあまり事実をわい曲したものだだった。

さらに、ガイドライン「4 取材・制作の基本ルール」の「②取材先との関係」に

は、次のようにある。

- 取材相手との関係においては、常に放送倫理や公平・公正な放送を意識し、節度ある距離を保たなければならない。

今回の相談場面の取材に関する記者の対応は、裏付け取材などもせずに懇意の取材先の情報に依存し、しかも相談場面の撮影の段取りもすべて情報源の取材先に委ねてしまった点で、取材先との節度ある距離を保てず取材者としての自律性を失っており、この規定に反している。

加えて、ガイドライン「4 取材・制作の基本ルール」の「①企画・制作」の冒頭には次のようにある。

- 番組の提案にあたっては、(中略) 提案の内容について担当者間で議論を尽くし、制作にあたっては共通の認識を持つことが大切である。

この一文には、番組制作にあたって、現場での議論と共通認識がおろそかとなることに自戒を促す意味が込められている。今回の制作過程では、スタッフ間で率直な対話を欠き、相互に健全なチェック機能が働かなかった点でこの規定に反していると言えよう。

以上のことから、委員会は、審議の対象とした2つの番組にはいずれも重大な放送倫理違反があったと判断する。

すでに述べたように、NHKは、この問題が報道された直後から外部委員も参加した調査委員会を設け、短期間で調査報告書をまとめている。迅速な対応は評価に値するが、問題が「相談場面がやらせであった」というA氏の告発によって始まったために、A氏の言い分への反論とやらせと認定すべき事実があったかどうか調査の焦点が絞られ、2つの番組の取材・制作過程についての放送倫理の観点からの検証が不十分であるとの印象をぬぐえなかった。

調査報告書では、ガイドラインで定めた「事実の再現の枠をはみ出して、事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』などを行わない」という規定からやらせの定義を導き、この2つの番組では「事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』は行っていない」と結論づけた。そのうえで、相談場面の一部の事実には誤りがあり、また、言い切るには根拠が足りない不正確な部分があったが、問題は過剰な演出と実際の取材過程とかけ離れた編集にあった、との判断に至っている。

しかし、出家を利用した詐欺が存在し、「出家の相談」をする2人が実在する以上、カメラの前でその相談を再現するのは、「事実の再現の枠をはみ出した、事実のねつ造につながるもの」ではなく、その場面をどのように撮影し編集するかは演出と編集の

適切さの問題だというだけでよいのだろうか。報道番組を見る視聴者の視線はもっと厳しい。視聴者は、伝えられた情報の内容が事実と乖離し、そのような場面が出来上がる過程に番組制作者の関与があった場合には、番組に不信を抱く。その事実との乖離と制作者の関与が大きければ大きいほど番組への信頼は揺らぎ、やらせではないかとの指摘を受けることになる。ガイドラインにいう「いわゆる『やらせ』」の概念は視聴者の一般的な感覚とは距離があり、本来ならもっと深刻な問題を演出や編集の不適切さにわい小化することになってはいないかとの疑問を持たざるを得ない。

また、相談場面の取材に至る過程、撮影現場の状況などをきちんと検証すれば、問題は演出と編集の点にだけあるのではなく、もっと根源的な、報道における取材のあり方や、真実に迫るといふ熱意の欠如にあったことは明らかになったはずである。A氏の告発に対応するだけではなく、放送倫理の視点からさらに深い自己検証をすることが、NHKには期待されていたと言ふべきであろう。

VI おわりに

戦後70年の夏、多くの人々が憲法と民主主義について深く考え、放送もまた、自らのありようを考えさせられる多くの経験をした。

6月には、自民党に所属する国会議員らの会合で、マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番、自分の経験からマスコミにはスポンサーにならないことが一番こたえることが分かった、などという趣旨の発言が相次いだ。メディアをコントロールしようという意図を公然と述べる議員が多数いることも、放送が経済的圧力に容易に屈すると思われることも衝撃であった。今回の『クロ現』を対象に行われた総務大臣の嚴重注意や、自民党情報通信戦略調査会による事情聴取もまた、このような時代の雰囲気の中かで放送の自律性を考えるきっかけとするべき出来事だったと言えよう。

2015年4月28日、総務大臣はNHKに対し、『クロ現』について文書による嚴重注意をした。番組内容を問題として行われた総務省の文書での嚴重注意は2009年以来であり、総務大臣名では2007年以来である。NHKが調査報告書を公表した当日、わずか数時間後に出された点でも異例であった。

総務大臣は、嚴重注意の理由は「事実に基づかない報道や自らの番組基準に抵触する放送が行われ」たことであり、嚴重注意の根拠は、放送法の「報道は事実をまげないですること。」(第4条第1項3号)と「放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。」(第5条第1項)との規定だとする。

しかし、これらの条項は、放送事業者が自らを律するための「倫理規範」であり、総務大臣が個々の放送番組の内容に介入する根拠ではない。

放送による表現の自由は憲法第21条によって保障され、放送法は、さらに「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」（第1条2号）という原則を定めている。

しばしば誤解されるところであるが、ここに言う「放送の不偏不党」「真実」や「自律」は、放送事業者や番組制作者に課せられた「義務」ではない。これらの原則を守るよう求められているのは、政府などの公権力である。放送は電波を使用し、電波の公平且つ能率的な利用を確保するためには政府による調整が避けられない。そのため、電波法は政府に放送免許付与権限や監督権限を与えているが、これらの権限は、ともすれば放送の内容に対する政府の干渉のために濫用されかねない。そこで、放送法第1条2号は、その時々政府がその政治的な立場から放送に介入することを防ぐために「放送の不偏不党」を保障し、また、時の政府などが「真実」を曲げるよう圧力をかけるのを封じるために「真実」を保障し、さらに、政府などによる放送内容への規制や干渉を排除するための「自律」を保障しているのである。これは、放送法第1条2号が、これらの手段を「保障することによつて」、「放送による表現の自由を確保すること」という目的を達成するとしていることから明らかである。

「放送による表現の自由を確保する」ための「自律」が放送事業者に保障されているのであるから、放送法第4条第1項各号も、政府が放送内容について干渉する根拠となる法規範ではなく、あくまで放送事業者が自律的に番組内容を編集する際のあるべき基準、すなわち「倫理規範」なのである。逆に、これらの規定が番組内容を制限する法規範だとすると、それは表現内容を理由にする法規制であり、あまりにも広汎で漠然とした規定で表現の自由を制限するものとして、憲法第21条違反のそしりを免れないことになる。放送法第5条もまた、放送局が自律的に番組基準を定め、これを自律的に遵守すべきことを明らかにしたものである。

したがって、政府がこれらの放送法の規定に依拠して個別番組の内容に介入することは許されない。とりわけ、放送事業者自らが、放送内容の誤りを発見して、自主的にその原因を調査し、再発防止策を検討して、問題を是正しようとしているにもかかわらず、その自律的な行動の過程に行政指導という手段により政府が介入することは、放送法が保障する「自律」を侵害する行為そのものとも言えよう。

もともと、放送が他からの命令や指導によってでなく自由と自律の下で番組の質を維持し向上させるには、不断の自己検証と努力に加えて、放送局の独善に陥らないための仕組みが必要であろう。そのためにこそ、BPO（放送倫理・番組向上機構）が

ある。当委員会は、2007年に設置されて以来、番組内容に問題があると判断した場合には、勧告・見解や意見を公表して放送局と放送界全体に改善を促してきたが、これを受けて各放送局は社内議論を深め、正確な放送と放送倫理の向上のための施策を定めるという循環が生まれてきている。政府もまた、このような放送の自由と自律の仕組みと実績を尊重し、2009年6月以降は、番組内容を理由にした行政指導は行わなかった。今回、このような歴史的経緯が尊重されず、総務大臣による厳重注意が行われたことは極めて遺憾である。

また、その後、自民党情報通信戦略調査会がNHKの経営幹部を呼び、『クロ現』の番組について非公開の場で説明させるという事態も生じた。しかし、放送法は、放送番組編成の自由を明確にし「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」(第3条)と定めている。ここにいう「法律に定める権限」が自民党にないことは自明であり、自民党が、放送局を呼び説明を求める根拠として放送法の規定をあげていることは、法の解釈を誤ったものと言うほかない。今回の事態は、放送の自由とこれを支える自律に対する政権党による圧力そのものであるから、厳しく非難されるべきである。

当委員会は、この機会に、政府およびその関係者に対し、放送の自由と自律を守りつつ放送番組の適正を図るために、番組内容に関しては国や政治家が干渉するのではなく、放送事業者の自己規律やBPOを通じた自主的な検証に委ねる本来の姿に立ち戻るよう強く求めるものである。

また、放送に携わる者自身が干渉や圧力に対する毅然とした姿勢と矜持を堅持できなければ、放送の自由も自律も侵食され、やがては失われる。これは歴史の教訓でもある。放送に携わる者は、そのことを常に意識して行動すべきであることをあらためて指摘しておきたい。

今回の問題を受けて、NHKは、再発防止のためにいくつかの具体策を公表した。この中で、NHKは、本来は実名を原則とするインタビューを匿名とする場合の「正確さと事実確認」を徹底するため、緊急の討議・勉強会で「匿名での放送の原則」を確認し「匿名での取材・制作チェックシート」を導入するとしている。また、試写などでのチェックの強化のために「取材・制作の確認シート」を活用するとともに、ジャーナリストとしての再教育も実施するとのことである。問題の背後にある要因を取り除くために、いずれも一定の効果は期待できるであろう。

しかし、放送局に不祥事が起きると、再発防止策はどうしても制作現場の管理を強化するという方向に傾きがちである。新たな防止策によって報道現場の管理が必要以上に強化され、「情報源の秘匿」を損なったり事件の真相に迫る取材活動の萎縮を招く

ことのないよう十分な配慮を期待する。

また、今回の問題が生じた原因のひとつに、番組スタッフ間の率直な対話の欠如があった。真実に迫る取材は報道番組の命であるが、その成果を視聴者に分かりやすく伝える演出も、欠くことのできないものである。両者が結びつき、番組が深化し向上するためには、番組制作に携わる者の間での真に率直な対話が必要である。現場のありようや空気を劇的に変化させる即効性の特効薬はないであろうが、番組にかかわる者すべてが心がけ、真摯な対話が活発に行われるように体制を整えていくべきである。

『クローズアップ現代』は、「最終報告書」が公表された4月28日の放送を、すべてこの問題の検証にあてた。

キャスターは、番組の最後を「22年間この番組が続いてきたのは、多くの視聴者の方々の番組への信頼という支えがあったからこそであり、今回のことはそのことを損ねてしまいました。この信頼を再び番組の支えとしていくためには、これからの一本一本の番組を今回の調査報告の指摘も踏まえて、真摯な姿勢で制作し続けていくことしかありません」と結んだ。調査報告書自体の不十分さはさておき、番組内で説明を尽くそうとする自律的な検証の姿勢と真摯さは十分に評価されるべきであろう。

今回の問題によって番組の活力が削がれることなく、キャスターの言葉どおり、視聴者に信頼され社会の真実に迫る意欲的な番組が今後も生み出されていくことを強く期待している。